

質 疑 書

告示番号第 601号

件名 安威ポンプ場No.1、No.3自動除塵機更新工事

	質 問 事 項	回 答
1	技術者の工場製作期間、現地工事期間での変更は可能でしょうか。	別途協議するものとします。
2	設計書第4号明細書の仮設費においてクローラークレーン100t吊と明記しておりますが指定仮設として考えてよろしいでしょうか。	指定仮設ではありません。
3	除塵機取替施工中は該当号機の流入水の停止はできるものと考えてよろしいでしょうか。	その通りです。
4	施工範囲の水路の沈砂、汚泥の浚渫は含まれておりますでしょうか。	含まれておりません。
5	自動除塵機の更新に伴い、電気設備工事の更新はありますでしょうか。	ありません。
6	設計書第2号内訳書にて沈砂池機械25t/台と明記しておりますが第3号明細書スクラップにて115tと明記しております。更新機器2台では50tになると思われませんが115tは想定重量と考えてよろしいでしょうか。	想定重量です。

茨木市企画財政部 契約検査課 TEL:072-620-1613 FAX:072-621-3560 E-mail:keiyaku@city.ibaraki.lg.jp